

広報かるまい

お知らせ版

その1



毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

軽米町の医療費助成制度のご案内

町の医療費助成制度をご紹介します。詳しくは、下記お問合せ先までご確認ください。

○申請先・・・役場町民生活課で申請下さい。

○申請に必要なもの・・・印かん・通帳・保険証
(重度の対象の方は手帳などの要件を満たすもの、妊婦の方は妊娠証明書を持参下さい)

※医療費助成の開始日は、申請を受けた月の初日からとなります。

事業名	対象者（町内在住）	対象となる期間	所得の制限等	対象医療機関	給付の内容	お問い合わせ先
児童・生徒 医療費給付事業	○小学生及び中学生	就学時から15歳に達した年度末まで	所得制限無し （但し、所得の確認は行います。）	町内の医療機関及び薬局が対象 （薬局は町内医療機関の処方箋に限定）	医療保険で診療を受けた時に支払った自己負担額	町民生活課 （☎46-4734）まで
乳幼児 医療費給付事業	○就学前までの乳幼児	出生から6歳に達した年度末まで				
妊産婦 医療費給付事業	○妊産婦	妊娠5か月目の月の初日から出産した日の翌月末まで				
ひとり親家庭 医療費給付事業	○18歳未満の子を扶養している配偶者のいない男性又は女性と、その扶養を受けている18歳未満の子 ○父母のない18歳に達するまでの児童	児童が18歳に達した年度末まで				
重度心身障害者 医療費給付事業	○身体障害者手帳1級又は2級 ○特別児童扶養手当1級 ○障害基礎年金1級 ○療育手帳A及び特別障害給付金1級	左記に該当した日の属する月の初日から、該当しなくなった日の属する月の末日まで				
寡婦等 医療費給付事業	○寡婦のうち、69歳までの方 ○児童が18歳に達した以後に配偶者のない女子になった69歳までの方	70歳に達した月の末日まで	前年度の本人所得が150万円を越える場合又は世帯の所得が300万円を越える場合は対象となりません。	医療機関及び薬局の制限無し	医療保険で診療を受けた時に支払った自己負担額の2分の1	健康福祉課 （☎46-4736）まで

- 出し忘れていた領収書はありませんか？●
- 医療費を請求できる期間は医療機関へ支払った日の翌日から5年以内です。ただし、遡った時点で受給資格が無い場合は対象外ですのでご注意ください。
- 次の場合は医療費の給付対象になりません●
- ・健康診断、定期健診、予防接種などの保険診療に該当しない自費分
 - ・保険が適用にならない保険医療機関外の医療機関を受診したとき
 - ・交通事故などによる第三者行為、学校内での怪我による治療
 - ・各健康保険組合等から給付される高額療養費等
- 高額療養費の給付等を受けられる場合●
- ・加入している健康保険組合等から高額療養費が給付となる場合には、医療費助成事業より高額療養費分も含めた金額を給付し、代わりに役場から健康保険組合等へ高額療養費を請求します。ただし、国民健康保険の加入者などあらかじめ高額療養費の金額が確認できる場合には一部負担金より差し引いて給付します。

※各事業によって申請方法や必要な手続きが異なりますのでご不明な点は担当までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】町民生活課・町民生活グループ（☎46-4734）

平成26年度
公益財団法人さんりく基金
助成事業を募集

【申し込み・問い合わせ先】公益財団法人さんりく基金事務局
(☎019-629-5212 FAX019-629-5219)
URL: <http://homepage3.nifty.com/sanrikukikin/>

公益財団法人さんりく基金では、県北・沿岸地域の振興を目的とする事業に対し、助成を行っています。このたび、平成26年度の事業を募集しますので、ご希望の方は公益財団法人さんりく基金事務局あて関係書類を提出してください。
詳しくは、さんりく基金のホームページをご覧ください。
【募集区分・助成要件】

助成区分	目的	助成対象者	助成限度額	応募締切
県北沿岸地域特産品開発事業	地域の農林水産物や観光資源等の特性を活かした新商品開発や商品リニューアルの促進にかかる経費を支援	県北沿岸地域の企業又は個人事業者	50万円 (4/5以内)	■1次募集：3月25日（火） ■2次募集：6月25日（水）
地域コミュニティ再生支援事業	地域コミュニティの再生に向け、地域住民・関係者が主体となっていく地域再生計画の策定やその計画実現に向けた活動経費を支援	地域住民が主体となる活動団体（自治会、集落組織、その他の活動団体）	100万円以内 (10/10以内)	■1次募集：6月28日（土）

※同助成事業のうち、軽米町が対象となる事業のみ掲載しております。



「森と水とチューリップフェスティバル」臨時出店者募集！



「雪谷川ダムフォリストパーク・軽米」では、毎年チューリップの季節、多くのお客様に来園いただいています。本年も多くのお客様を迎えるため、「森と水とチューリップフェスティバル」を開催しますが、フェスティバルを盛り上げるため、臨時出店者を募集します。

- ☆出店予定日：5月3日（土・祝）～5月18日（日）の16日間
- ☆出店場所：フォリストパーク林間駐車場（管理棟前広場）
- ☆募集区画：12区画
- ☆出店条件等：①町内の団体・事業者・個人であること
②臨時営業許可は事務局が一括で申請します。ただし、別に免状や許可が必要な場合もありますのでご確認ください
- ☆ステージイベントは5月3日（土・祝）、5日（月・祝）、11日（日）です
- ☆ウォーキングイベントは5月18日（日）です

- ☆出店料：1区画2,000円+ゴミ処理料500円＝2,500円（1日あたり）
- ☆申込方法：必要書類を役場産業振興課まで提出してください（出店申込書及び出店要項は産業振興課にあります）
- ☆申込期限：4月4日（金）午後5時まで
《出店者打ち合わせ会》
★日時：4月9日（水）午後1時30分から
★会場：役場3階会議室

【申し込み・問い合わせ先】軽米町観光協会
（役場産業振興課・商工観光グループ内☎46-4746）

ハートフル・スポーツランド「パークゴルフ場」シーズン券のご案内

- 平成26年度のシーズン券の受付をおこないますので、ご利用くださるようお願いします。
- 申込開始：3月17日（月）から（土・日・祝日を除く）
 - 受付時間：午前8時30分～午後5時
 - 申込内容：①氏名・住所・電話番号等
②3月中は受付だけを行い、4月から料金を納めていただき、パークゴルフ場受付で、料金と引き換えでシーズン券をお渡しします。
 - 料金：一般・学生…町内の方 5,000円 児童・生徒…町内の方 1,000円
 - ※シーズン券を利用できる期間は、4月から11月末までです。
 - ※ハートフル・スポーツランドのオープンは、4月1日（火）からの予定ですが、天候等により遅れる場合がありますので、ご了承ください。



【申し込み先・問い合わせ先】町教育委員会事務局・生涯学習グループ（☎46-4744）
ハートフル・スポーツランド「パークゴルフ場」（☎46-3889）

広報かるまい

お知らせ版

その2



毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

緊急雇用対策事業実施のお知らせ

町では、失業されている方の雇用機会の創出と生活の安定を図るため、国が行う雇用対策事業の一環として下記の実施を実施します。町が直接実施する事業と各種団体や民間企業などに委託して実施する事業があり、現在失業中で、求職活動をされている、被災求職者で軽米町在住の方を対象として公共職業安定所を通じて雇用されることになります。

就業を希望される方は、二戸公共職業安定所において求職者登録を行った上で紹介状の交付を受け、希望する団体等へ提出していただくことになります。

募集の時期など詳細については、町や二戸公共職業安定所等が発行する求人情報などをご覧ください。

※被災求職者とは、平成23年3月11日において災害救助法適用地域に指定されている市町村に所在する事業所に雇用されていた方または当該地域に居住していた求職者です。

【問い合わせ先】
産業振興課・商工観光グループ（☎46-4746）
二戸公共職業安定所（☎23-3341）

○平成26年度緊急雇用対策事業実施予定一覧

※この事業は、町議会3月定例会の議決後、承認を得て行うものです。

事業名	事業（業務）内容	実施予定時期
被災児童の心のケア等推進事業	東日本大震災の被災児童の心の安定を図るため、保育園をはじめとする子育て支援施設に、心のケア推進員を配置し、保護者への相談支援、入所児童へ読み聞かせや個別支援、保育補助等を行うことによって、児童の心の安定を図り、子育て世代への支援を推進する。	H26.5～H27.3 (採用予定人員7人)
消防防災施設設備等点検管理事業	防災無線、防災施設や地区公民館等避難施設の設備等点検や管理業務を行い、復興に向けて安全安心のまちづくりを推進する。	H26.5～H27.3 (採用予定人員1人)
公共交通体系震災復興推進事業	地域公共交通の見直し後の利用状況と利用者意向を把握し更なる利便性を高めることにより、東日本大震災の影響による被災者の生活や通勤の足を確保しながら復興を推進する。	H26.5～H27.3 (採用予定人員1人)
地域農業復興推進事業	東日本大震災等の影響により、販売量が落ち込んでいる農畜産物の販路の確保や6次産業化を推進するため、消費者ニーズの調査や農畜産物の商品化に取り組む集落を支援する。	H26.5～H27.3 (採用予定人員1人)
道路施設台帳整備復興支援事業	町が管理する道路施設等が、震災・老朽化等の原因から破損し、重大事故につながる危険性があることから、町が管理・所有する施設等の台帳を整備するとともに、データベース化することで、適正な維持管理を図り、避難路緊急輸送道路をはじめ町民の日常生活に密着した道路施設等の安全性を確保する。	H26.5～H27.3 (採用予定人員2人)
観光と物産復興推進事業	震災により落ち込んだ観光客を取り戻すことによって復興をアピールするために、観光施策の実施や誘客PR等をより一層推進する。	H26.5～H27.3 (採用予定人員1人)
着地型観光復興推進事業	震災の影響により落ち込んだ観光客を呼び戻すため、観光施設等の点検や整備、プランター作成や花畑の整備等、ハード面を充実させることにより、復興のアピールに資する。	H26.5～H26.12 (採用予定人員3人)
地域食材消費促進復興支援事業	震災と原発事故に起因する風評被害は、町の特産である雑穀をはじめとしてその他の地域農林産物にも及んでおり、その需要に大きな影響を与えていることから、新たな加工品や創作料理などを開発することによって安全性と復興をアピールし、地域食材の消費を促進する。	H26.6～27.3 (採用予定人員2人)
復興「希望郷いわて国体」開催推進事業	第71回国民体育大会は、東日本大震災津波からの復興シンボルとして位置づけられ、当町では軟式野球競技（成年）の会場地となって町を挙げてスポーツ振興と文化の発展に取り組んでいる。大会の充実と活性化を図るため、社会教育施設全般の整備を図り復興を推進する。	H26.5～H26.11 (採用予定人員3人)
地方税等収納率向上復興推進事業	復興の財源となる町税の収納率の向上を推進するとともに、被災による求職者の雇用の場を確保しながら、復興を推進する。	H26.5～H27.3 (採用予定人員1人)
学校図書館復興支援事業	東日本大震災以降、児童生徒の心のケアのため、学校図書館の整備充実が求められている。学校統合に向けた学校図書館の支援活動を行うとともに、町内小中学校図書館を巡回し、読書環境の整備と震災からの復興教育の支援活動を行う。	H26.5～H27.3 (採用予定人員1人)
学校給食復興支援事業	高校給食を円滑に運営するため、配食配膳指導と学校給食共同調理場での調理支援と配膳指導、食器洗浄などの効率化を図るため支援員を配置し、震災等の影響による保護者の負担を軽減することで、復興を支援する。	H26.4～H27.3 (採用予定人員2人)
学校教育施設等環境整備復興支援事業	平成26年4月に統合される小中学校を円滑に運営するため、スクールバスの増台や通学路線の増設に伴うスクールバスの運行、学校施設の環境整備を進める支援員を配置し、児童・生徒が勉学に専念できる環境を整えることによって復興を支援する。	H26.4～H27.3 (採用予定人員1人)
幼稚園運営復興支援事業	保護者が安心して子供を預け、安心して働ける環境を整えるために幼稚園に保育補助員と用務員を配置して延長保育等に対応し、教育と子育て環境を整えながら震災からの復興を支援する。	H26.5～H27.3 (採用予定人員4人)

町の臨時職員を募集します

（※）被災求職者とは、東日本大震災当時、岩手県全域を含む災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた人および当該地域に居住していた求職者

業務内容	畜産振興に係る事務補助員	【緊急雇用創出事業：学校給食支援事業】 学校給食の配食配膳、食器洗浄等の作業
募集人員	1名	1人
応募資格	・普通自動車免許 ・パソコン操作経験有（ワード、エクセル必須） ・畜産振興事務補助員のため、家畜の飼養経験のある方	・現在失業中で求職活動をしている町内在住の被災求職者（※） （年齢、性別不問）
雇用期間	平成26年4月1日から9月30日（更新あり）	平成26年4月1日から平成27年2月28日まで
賃金	月額5,660円～6,580円	月額4,245円～4,935円
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合には通勤手当を支給	
就業時間	午前8時30分～午後5時30分	月曜日～金曜日 午前8時15分～午後3時00分 （6時間勤務・休憩45分）
休日	土・日・祝日休み	原則として土、日、祝日、学校の長期休業期間
加入保険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金	
試験方法	個人面接	
試験日	平成26年3月26日（後日通知）	平成26年3月20日（予定）
申込方法	二戸公共職業安定所（ハローワーク二戸）に求職者登録し、紹介状の交付を受け、紹介状と写真を貼付した履歴書（市販のもの）を役場担当グループへ提出してください。	
申込期限	平成25年3月20日（木）16時まで	平成26年3月18日（火）午後4時必着（郵送可）
問い合わせ先	産業振興課・農林振興グループ（☎46-4740）	教育委員会事務局教育総務グループ（☎46-4743）

この事業は、3月定例会の議決（承認）を得て実施するものです。

胃がん検診を受けましょう

町では、下記日程で胃がん検診を実施します。

期 日	受付時間	場 所	対 象 行 政 区
4月3日（木）	6:00～8:30	米田農業構造改善センター	蜂ヶ塚・米田・牛ヶ沢・民田山・米田大久保
		笹渡農業構造改善センター	高柳・鶴飼・笹渡・百鳥
4月4日（金）	6:00～8:30	軽米町健康ふれあいセンター	山田・仲軽米・沢里・上館・岩崎・車門・東台 萩田・門前
4月6日（日）	6:00～9:00	軽米町農村環境改善センター	蓮台野・大町・下新町・向川原・長倉・桜山 全地区
4月7日（月）	6:00～8:00	山内農業構造改善センター	山口・貝喰・山内駒木・山内大久保・上谷地渡・下谷地渡 平・中村・和当地・竹谷袋・東・新井田・大清水・駒板
	6:00～8:30	高家生活改善センター	下尾田・上尾田・小松・苅敷山・向高家・高家 西里・外川目
4月8日（火）	6:00～8:30	晴山公民館	下野場・上野場・高清水・横枕・沼・観音林東 観音林西・観音林南・観音林北
	6:00～8:00	晴山農業構造改善センター	下晴山・上晴山・早渡・内城
4月9日（水）	6:00～8:30	円子生活改善センター	上円子・下円子上・下円子下・板橋・蛇口・大沢
		小玉川生活改善センター	屋敷・市野々・小玉川
4月10日（木）	6:00～8:30	小軽米生活改善センター	戸草内・下増子内・上増子内・七ッ役・河北 上河南・下河南・沢田・松ノ脇・百目金・八木沢
4月13日（日）	6:00～9:00	軽米町農村環境改善センター	荒町・仲町・本町・元屋町・上新町・軽米駒木 君成田・新光団地・緑ヶ丘 全地区

※対象行政区以外の場所でも受診できます。平日に都合のつかない方は、4月6日と13日の日曜検診をおすすめします。
※検診を申し込んでいない方でも受診できますので、毎年受けておきましょう。

- 検診料：1,300円（対象者：平成26年度中に35歳以上になる方）
ただし、次に該当する場合は、無料となります。
- （1）70歳以上の方（昭和20年4月1日以前に生まれた方）
 - （2）65歳以上70歳未満の方でも、後期高齢者医療制度に該当している方
 - （3）生活保護世帯に属する方

【問い合わせ先】
健康福祉課・健康づくりグループ
（健康ふれあいセンター内☎46-4111）

広報かるまい お知らせ版 その3

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

一日人間ドック募集のご案内

【申し込み・問い合わせ先】
JA新いわて軽米地区担当課 (☎46-2811)

- 募集期間：平成26年3月20日（木）まで（定員になり次第締め切り）
- 対象者：軽米町に住所がある方
- 場所：人間ドックセンター（盛岡市永井 14-42）※ JA 岩手県厚生連のバスで送迎します

日程	4月7日（月）	4月8日（火）	4月9日（水）	4月10日（木）	4月11日（金）
定員	20名	20名	20名	20名	20名
検査内容	生活習慣病（脳卒中・がん・心臓病）等を中心に70項目以上 ※オプション検査および料金（下記利用料金に加算） ◆婦人検診 4,320 円 ◆HPV 検査（婦人検診とセット受診のみ） 3,600 円 ◆脳 MRI・MRA 検査 41,040 円 ◆腹部脂肪 CT 検査 4,320 円 ◆心臓・血管系超音波検査 19,440 円 ◆ホルター心電図検査 10,800 円 ◆胸部マルチヘリカル CT 検査 19,440 円 ◆膀胱超音波検査 2,160 円 ◆レディースドック 14,040 円 ◆歯周病検査 1,029 円				
利用料金	48,600 円（婦人検診はオプションとなります）				

【町補助金助成対象者・金額】

※年度内（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に、35、40、45、50、55、60、65、70歳に到達する方が対象となり、補助金額は一人当たり10,000円となっています。

【JAからの助成】

※JAの組合員家族とJA長期共済契約者には、一人当たり10,460円の助成があります。

- 申込方法：受診申込書に必要事項を記入し、保険証と印鑑を持参のうえ、お申込みください。（受信申込書はJA新いわて軽米地区担当課にあります）



大雪による被害を受けられた農家の皆さんへ

農業施設の被害状況の報告をお願いします

町では、2月15日、16日の大雪による農業施設などの被害状況を確認を行っています。まだ被害状況を報告していない農家の皆さんは役場産業振興課または農協軽米地区担当課までご連絡をお願いします。

※今回被害を受けたパイプハウスなどの農業用施設について、再建や修繕に対して国の補助事業が予定されています。補助事業を実施する場合、被害状況がわかる写真や被災証明書等が必要となります。

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興グループ（☎46-4740）
JA新いわて軽米地区担当課（☎46-2811）

火災発生時の放送が告知放送でも流れます

今後、火災発生時の放送をこれまでの屋外スピーカーに加えて、宅内の告知放送受信機で放送します。



宅内でサイレンが鳴りますが、より早い消火と周辺への情報提供のため、ご理解とご協力をお願いします。

※個人情報保護の観点から火災発生建物等の所有者名はこれまで通り放送いたしませんのでご理解いただきますようよろしくお願いします。

【問い合わせ先】総務課・総務グループ（☎46-2111）



3月21日（金）のごみの収集は休みます。

通常のごみの収集は、土、日、祝日は行っていないので、ごみを出さないように、皆様のご協力をお願いします。

【問い合わせ先】町民生活課

町民生活グループ（☎46-4734）

テーマ図書展〈3/30まで〉

「テレビ・映画化原作本」

ドラマや映画を見ると原作が気になる事ってありませんか？あらすじなどを紹介したポップと一緒に、原作となった本を展示・貸出しています。この機会にどうぞご利用ください。

【問い合わせ先】町立図書館（☎46-4333）

国民健康保険の手続きをお忘れなく！

春は就職や転勤、入学、転入、転出など、異動の多い季節です。異動のあった日から14日以内に、役場町民生活課または各出張所へ必ず届出をしてください。

《国保の届出一覧》 ※いずれの場合も印鑑をお持ち下さい。

	内 容	届出に必要なもの
国保に加入する	他の市町村から転入した	他の市町村の転出証明書、印鑑（健康保険資格喪失証明書）
	職場の健康保険などをやめた	健康保険資格喪失証明書、印鑑
	被扶養者からはずれた	被扶養者資格喪失証明書、印鑑
	生活保護を受けなくなった	生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保を脱退する	子供が生まれた	母子手帳、印鑑
	他の市町村に転出する	国民健康保険被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の保険証、印鑑（資格取得証明書でも可）
	被扶養者になった	
その他	死亡した	保険証、印鑑
	生活保護を受ける	生活保護決定通知書、印鑑、保険証
	退職者医療制度の対象となった	保険証、年金証書、印鑑
	修学のために転出する	保険証、在学証明書(学生証可)、印鑑
	記載事項に変更が生じた	保険証、印鑑

*加入の届出が遅れると

以前に加入していた健康保険を脱退した時点までさかのぼって国保税を納めることになります。また、その間は保険証がないため、医療費はいったん自己負担になります。

*脱退の届出が遅れると

無効となった保険証を使って医療を受けてしまった場合は、後日、国保が負担した医療費を町に返還していただくことになります。

例：4月に就職して社保の保険証をもらったが、国保の喪失手続きを行わなかった。社保と国保の保険証を両方所持していて、5月に国保の保険証を使って通院。7月に入ってから国保の喪失届を出した場合、5月に受診した分の国保から支払われた7割分の医療費を、後から本人様からお返しいただきます。

『3月で大学、専門学校等を卒業される皆さんへ』

現在、学生用の保険証(マル学証)を交付されている方で今年度卒業する方は、次のいずれかの手続きが必要です。

①就職先の健康保険へ加入する場合

- ・卒業証書の写し、国保の保険証、職場の保険証、印鑑を持って窓口へ

②健康保険に加入せず、引き続き町外に住所を置く場合

- ・卒業証書の写し、国保の保険証、印鑑を持って窓口へ

※本人が手続きに来庁できない場合は、世帯主または同じ世帯のご家族の方が手続きをお願いします。

『修学のために軽米町から転出する場合』

国保に加入中の方で、大学や専門学校などに進学するために転出される方には、申請により学生用の保険証（マル学証）を交付します。

ただし、親から仕送りを受けない、または受けてもごくわずかで学生自らが独立した生活を営んでいる場合には対象となりません。この場合は、転出先の市町村で転入手続きと一緒に、国保に加入する手続きをしてください。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活グループ（☎46-4734）

「軽米町新規求職者等地域雇用促進奨励金」の申請を受付中

雇用の場の確保を目指して町内事業者の新規求職者の雇用を支援します

町では、新規求職者等の地元就職を促進し、雇用の場の確保および拡大を図るとともに地域活性化に資することを目的として、新規求職者等を雇用した事業主に対して、奨励金を交付します。詳しくは総務課企画グループまでお問い合わせください。

■交付対象事業者（①～④すべてに該当する者）

- ①町内に事業場を有し、雇用保険法の適用を受けている者（風営法第2条に規定する事業を営む者を除く）
- ②新規求職者を常用雇用者として1年以上継続して雇用している者
- ③町税および料金などを滞納していない者
- ④法令で加入を義務付ける社会保険等に加入している者

■交付対象者（①と②に該当する者）

- ①平成24年4月1日以降に雇用された町内に住所を有する40歳以下の者（就労ビザによる外国人労働者を除く）
- ②期間の定めのない労働者または1年以上の雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された者

※次のいずれかに該当する方は対象外です。

- （1）役員等の2親等以内の親族
- （2）雇入れ費用が国又は地方公共団体等が支給する他の補助金等の支給対象となっている労働者
- （3）新軽米町総合発展計画に基づき、町が推進する町づくり施策に適合しない事業により雇用された者

■交付対象期間

雇入れを開始した月の翌月の初日を起算日として3年間で交付対象期間です（雇入れ日が月の初日の場合はその日が起算日）

■奨励金額

交付対象者1人あたり3年間で1,020,000円（1年目612千円、2年目240千円、3年目168千円）

※事業者に対する交付額は年度ごとに600万円を限度

■今年度の申請について

今年度の交付対象者は、平成24年4月1日から平成25年3月1日までに雇用された新規求職者です。奨励金の交付を希望する事業者は、申請書などに必要事項を記入のうえ、役場総務課企画グループに提出して下さい。（様式は役場総務課にご請求いただくか、町ホームページでダウンロードしてください）**申請期限は平成26年3月31日までです。**

【申し込み・問い合わせ先】総務課
企画グループ（☎46-2111）